著作権と記るる法の

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

濱口 太久未







- Return A 的録音録画補償金管理協会 **Sarah**

はしがき

この冊子は、中高生の生徒の皆さんに著作権について知っていただくことを目的として作成したものです。 「著作権」と聞くと、色々と複雑な事柄がでてきたりすることもあってか、ネガティブなイメージを持つ人が 少なからずおられると思うのですが、でも人々全員にとって重要なものであり、現代のデジタルな日常生活を 営む上ではある程度のことは知っておく必要があります。

もっとも、この冊子では、著作権の詳細な内容や、何をやれば合法で何をやれば違法になるのかといった事例についてはほとんど扱っていません。こういった著作権に関する詳しい話については、著作権に関係する多くの団体(例えば(公社)著作権情報センターなど)や、国の行政機関(文部科学省・文化庁)によって多種多様な本・冊子が出されていますし、これら各団体等のウェブサイト上でもそうした情報を入手することができるので、それらを参照していただきたいと思います。

では、この冊子で扱っていることは何か?という話になるのですが、著作権の内容ではなく、そうした内容に 関連するけれどももう少し周辺的な事柄・もっと手前にある事柄(例えば、著作権の簡単な歴史など)について、 読み物風にご紹介しているものです。平たくいえば、著作権について「へえ、知らなかった!」とか「あ、そうい うことなのか」と思っていただいたり、「著作権って、結局どうなのだろう?」と考えていただいたりすることを意 図して作成しています。

そのため、冊子のタイトルについても、あれこれと考えた上で「著作権なるほど! 副読本」というように付けさせていただきました。

普段の時にでも、また、授業の時にでも読んでいただき、それで著作権に対する皆さんのイメージがいい方向に進んでいくようであれば幸いです。

教員のみなさんへ

以上のことはこの副読本の生徒編冊子で記載したものです。この教師編の冊子では、生徒編冊子の記述をそのまま維持した上で、教員の方々に対して、特に専門的な箇所について【注】の追加的な説明をつけた形で作成しています。そのままでも普通に読んでいただくことはできますし、仮に授業の一環でこの副読本をご使用になるようであれば指導書類似のものとして使えるものにしようという意図で作成しておりますので、そのつもりでお目通しいただければ幸甚です。

なお、本文を含めてですが、この冊子の目的・性質上、個別の説明部分によっては、細部の厳密性よりも、 大づかみに理解していただくことを優先して記述している場合もある旨申し添える次第です。

濱口 太久未

CONTENTS

はし	がき P1	09	著作権を持つ人にはどのような人がいるのか?… P18
00	著作権法の大まかな仕組みについて P2	10	他人の著作物を利用する場合は
1	著作権についてまず知っておいてほしいと思うこと P3		どのような手続を取るのか?P20
)2	著作権はどのように生まれてきたのか? P4	11	著作権を管理する団体って何だろう? ····· P22
)3	日本では著作権法はいつ頃からあるのか? P6	12	著作権を管理する団体って
)4	もしも著作権という仕組み(法律)が		なぜ存在しているのだろう? P23
	なかったらどうなのか? ····· P8	13	(一社)授業目的公衆送信補償金
)5	著作権で守られるモノには		等管理協会(SARTRAS)は著作権関係で
	どのようなものがあるのか? P9		どのような業務をしているのか? P25
16	著作物と物品とは同じなのか、違うものなのか? P11	14	(一社)私的録音録画補償金
7	本や音楽CDを買ってもその内容が		管理協会(sarah)は著作権関係で
	自分のものにならないのはなぜだろう? ·····・ P12		どのような業務をしているのか? P27
8(芸術的な価値が高い作品でなければ	クリ	エイターズメッセージ ······ P3*
	茎佐佐で伊護されかいのか? D1/	Γ -\$ 2	李次蚁门 DOS

著作権法の
大まかな仕組みについて

まず、01以下の項目に入る前に、著作権法の大まかな仕組みについてざっと記載しておきます。 各項目でもところどころ同じような記述が出てきますが、おおぐくりにしていうと、「何が」「誰が」 「どのように」保護されるかについてざっくりとつかんでおくとよいでしょう。

項目	説明・内容	
「何が」 保護されるか = 著作物	簡単にいうと「オリジナルな表現(作品)」のこと。 具体的な種類は項目05で取り上げます。	
「誰が」 保護されるか = 著作者	その著作物をつくった人。 一般に「作者」「著者」などとも呼ばれます。	
	(権利の内容) ○ 大別して「著作者人格権」と「著作権(著作財産権)」の2つ。 この両者とも、さらにいくつかの細かい権利に分かれます。 ・「著作者人格権」= 著作物に著作者がこめた思い(心の面)を保護する権利 (例:著作物を勝手に書き換えることを禁止) ・「著作権(著作財産権)」= 著作者の金銭的利益を守る権利 (例:海賊版の作成やネット送信を禁止)	
「どのように」 保護されるか	(いつからいつまで) ○ 著作物を創作した時に自動的に発生【始期】 (役所への申請などは不要) ○ 著作者人格権:著作者が死ぬまで【終期】 (ただし、部分的には死後も保護されます) ○ 著作権(著作財産権):基本的に、著作者の死後70年後まで【終期】	
	 (他人の著作物を利用したい時の留意点) ○ 権利を持っている人に予め連絡をしてOKをもらってから利用する【原則】 ○ 正当な事情(※)がある場合はそのようなOKをもらわなくても利用できるケースもある【例外】 (※)①著作物を家庭で個人的にコピーする場合、②教科書に掲載したりする場合など 	
	 (著作権法に違反した場合) ○ 例えば、著作者(権利者)の受けた損害を賠償 ○ 刑事罰が科される場合もある (著作権(著作財産権)の侵害罪 = 10年以下の懲役や1,000万円以下の罰金)など 	

著作権について まず知っておいてほしいと 思うこと





著作権で重要なのは、 人(作者)に対する 尊重の気持ちを持つことです

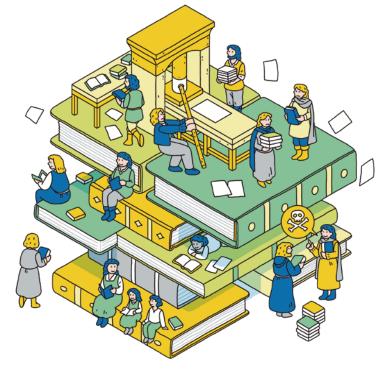
「著作権」というと、皆さんはどういうイメージをお持ちになるでしょうか? 「なんか色々と細かいことが書いてあって難しい」とか、「著作権法に違反してはいけないので、あれをやってはダメ、これをやってもダメといった禁止事項がやたらと多くて取っつきにくい」とか、どちらかというとポジティブよりはネガティブな印象を持つ人が多いかもしれません。

著作権の基本は、「他人の作品(著作権の世界では「著作物」(ちょさくぶつ)と呼びます)は、その作者(著作権の世界では「著作者」(ちょさくしゃ)と呼びます)のOK・了解(著作権の世界では「許諾」(きょだく)と言います)をとってから使う」ということです。シンプルなことですが、「著作者の了解を得てからでないとその人の著作物を使えないなんて面倒だ、自分の手許にあるものは自由に使いたい」と考える人もいるでしょう。

でも、ちょっと待ってください。「他人の著作物を勝手に使う」というのを、自分の著作物(例えば、自分が書いているブログ)で他人にやられたらどうでしょうか? 「心が痛むなあ」とか「それは嫌だなあ」とかと思う人が多いのではないでしょうか? その理由は様々あると思いますが、一つには、著作物には著作者の思い・こだわりがつまっていて、それは大事にすべきものですし、他の人にも大事にしてほしいと考えるのが普通だからだと思います。

つまり、「相手の立場になって考えてみる」ことが大事で、これは学校の色々な授業の中でもやっていることだと思います。このように他人に対する思いやりの心をもって接することを、著作権の場合でも同じようにやってほしいですし、具体的には「著作者に対する尊重」の気持ちをもってその人の著作物に接するようにしてほしいと思います。

著作権はどのように 生まれてきたのか?



ポイント

著作権は 社会や技術の発達に伴って 生じてきたものです

さて、著作権という権利はいつから存在しているものなのか、ご存じでしょうか? 古代? 中世?? 近代??? 実はそれほど古くからあるものではありません。

「他人のモノを勝手に使ったらダメだ」という考え方は今や自然な受け止め方をされていますが、著作権という制度が生じてくるのは、ルネッサンス期の頃(中世)の出来事をきっかけとしています。その頃の三大発明は火薬・羅針盤・活版印刷だと言われているのですが、その中の「活版印刷」が著作権に大きく関係しています。

著作権の歴史は、一面的には、今も昔も海賊版対策の歴史でもあります。著作権を侵害する代表的な行為は「パクリ」と称されるような無断のコピーです。コンビニに置かれているコピー機がない大昔においては、コピーといえば「手で写す」ことでしたが、このような写筆に頼る方法だと一冊の本を写筆するにもかなりの時間がかかりますし、生産量が自ずと限られます。

ところが、さきほどの「活版印刷」という印刷技術・機械が登場すると、コピーの状況が一変するよう になります。

教員のみなさんへ

【注】活版印刷の考案者については、一般的にはドイツ人のグーテンベルクが1450年ごろに発明したものと考えられています。木版印刷等の場合に比して、活版印刷術は大量・鮮明に印刷できる特性を持っており、わずか1世紀程度で広くヨーロッパに普及したと言われています。

一冊の本(正規本)をもとに、誰か別の印刷業者が活版印刷の技術を使えば、同じ内容の本(海賊版)が一気に、しかも大量に生産できるようになります。この海賊版の本を正規本よりも安い値段で売るようにしたらどのようなことになるでしょうか?

「海賊版の本を買うなんてダメでしょう」と思って正規本を買う人もいるでしょうが、何の規制ルールもなければ一般的には「同じ内容の本を買えるなら安い方がいいと思う」といってそちらを買う人が多くなってきます。そうすると、本来なら売れるはずだった正規本が売れなくなり、その分だけ正規本の執筆者(著作者)が得る利益が減少することになって非常に困った事態が生じることとなります。そこで、著作権という権利を著作者に与えて彼らの利益を守るようになったのです。

教員のみなさんへ

"保護の流れは、最初は印刷業者の保護、その後著作者の保護へ"

【注】この著作者の権利が出てきた話については、実際にはもう少し段階があります。印刷技術が発達してくる際に、海賊版業者の登場によって最初に損害を被るのは正規の印刷業者です。実際、当初国王によって保護されたのはこうした印刷業者でした。特定の印刷術を保護することには国王・印刷業者の双方にとって利益があり、国王側からすると、特定の印刷業者を保護する見返りとして、印刷業者による出版物を検閲するというメリットがあったわけです。そこから時代を経るにしたがって、国王権力の衰退もあり、議会の立法によって著作者を保護するという動きが出てきたのです。

このように、著作権は、社会や著作物を利用する手段・技術などが変化したり新しいものが出てきたりすることに伴って生じてきていて、しかもその時代に合わせた内容に充実してきているものなのです。

(著作権はいくつかの細かい権利で構成されています。その代表が著作物の無断コピーを禁止する権利(著作権の世界では「複製権」と呼ばれています)です。これ以外にも例えば、著作物を世の中に対して無断送信することを禁止する権利(著作権の世界では「公衆送信権」と呼ばれています)もありますが、テレビやインターネットがない時代はこのような無断送信を禁止する権利が必要だとは誰も思いつかないので、こうした権利は生じてこないでしょう。)

世界的にみて、著作権という権利が本格的に法律で定められたのは18世紀の英国においてである と言われています。

教員のみなさんへ

【注】この英国でつくられた法律は1710年頃の「アン・アクト」(アン法。アン女王の名を冠した法律)です。このアン・アクトの大要は、①1710年4月10日を基準に、それ以前に印刷されていた書物については、その著作者(or その複製物の譲渡を受けた印刷業者)はこの日から21年間の印刷の独占権を持つ、②まだ印刷されていない書物の場合は、その著作者(or その権利の譲受人)は最初の発行の日から14年間の印刷の独占権を持ち、その14年経過時点で著作者が存命中であればさらに14年間の保護が認められる、というものでした。

現在の世界各国の多くの著作権法においては、原則的に著作者の死後70年後まで著作権(正確には著作財産権)の存続期間を定めていることから見ると、アン・アクトは著作者保護の萌芽期にあった法律ですが、まさに著作者に原始的に権利が認められるという法制にした点の意義が大きかったのです。

日本では著作権法はいつ頃からあるのか?





日本で最初に著作権法がつくられたのは19世紀末であり、それが全面リニューアルされて現代の著作権法が整備されたのは20世紀後半です

さて、日本で最初に「著作権法」という名の法律ができたのは1899 (明治32)年で、ヨーロッパよりも100年ほど後のことです(もっとも、それ以前も、日本で写真や出版物などは著作権法とは違ったいくつかの個別の法である程度保護されていました)。

教員のみなさんへ

"出版・写真等を保護する各法から、著作物全般を包括的に保護する著作権法に拡充"

【注】例えば、1869 (明治2) 年には「出版条例」が制定されています。もっとも、この出版条例は、図書の出版につき専売の権利を免許によって、著作者の生存中は付与することという権利保護の面だけでなく、出版の取締りの面も規定されていたものです。

また、1876 (明治9) 年には「写真条例」が制定され、写真の専売権が免許によって5年間付与されていました。

標記の1899 (明治32) 年の旧著作権法においては、保護対象となる著作物として、文書・演述・ 図画・建築・彫刻・模型・写真・演奏・歌唱と幅広く規定され、また、著作権の存続期間も著作者の 死後30年後まで(この存続期間は徐々に延長され、現行著作権法の制定直前は著作者の死後38年後 まで、とされた)とかなり長期間に及ぶこととされていたところですので、明治初期の各条例による保護 がかなり限定的であったことが分かります。

なぜ、日本ではこの時期に著作権法がつくられたのでしょうか?

日本が江戸時代の鎖国から明治時代になって開国後、当時の明治政府の懸案となっていたものは、欧米諸国とのいわゆる不平等条約を解消すること(治外法権の撤廃等)でした。これに関する欧米諸国との交渉の中で日本に突き付けられた種々の要求事項の一つに、外国の著作権を日本で保護することというものがあり、その要求を満たすべく、19世紀末に日本で旧著作権法が制定されたのです。

では、なぜ「著作権をちゃんと保護してほしい」という要求が来たのでしょうか?

著作権で保護される作品(著作物)は国の境界を越えて流通するものです。特に欧米諸国からすると、音楽や小説などの著作物は外国に輸出されてその輸入国でも読んだり聴いたりされるものなので、いわば輸出ビジネスに貢献する貴重な財産です。そのような時に、輸入国において輸出国の音楽や小説の著作権が守られないとなると、海賊版がまん延して著作者の利益が損なわれてしまうので、それを防止する必要があり、様々な国でも適正な著作権法をつくってもらう必要があった、ということなのです。

少し別の言い方をすれば、欧米諸国からすると「不平等条約をやめて我々と対等にやっていこうとするなら、 我々が大事にしている芸術や文化を著作権で守ることについても、我々と同じレベルでしっかりとやってほしい」ということだったのであり、そのため「著作権は一国の文化のバロメータ」と言われたりすることもあります。

教員のみなさんへ

"同じ知的財産法である特許法や商標法等も同様の理由で1899年に制定"

【注】この場面では、著作権のことだけを取り上げていますが、実際には同じ「知的財産」に属する特許 や商標等についても同様の動きがありました。現在でも同様ですが、この頃にはすでに、著作権についても、特許や商標の工業所有権(現在では「産業財産権」と呼ばれることが一般的)についても、国際条約が存在しており、それに加入することで国際的にスタンダードなレベルでの保護を図ることが欧米諸国でなされていました。(これらの条約のうち、著作権に関する代表的なものは、略称的にベルヌ条約、産業財産権に関する代表的なものは同じくパリ条約と呼称されています。)

欧米諸国からみれば、日本との不平等条約を解消することはそもそも論としてメリットが感じにくいものであるだけに、治外法権を撤廃等した後のことを考えれば、各種製品等の輸出国である自国の知的財産について日本の法令においてしっかりと守ってもらう必要がある、そのためには日本においてもベルヌ条約等の国際的なスタンダードに則った知的財産の法律をつくってもらう必要があるということが彼らにとっての意義・メリットだったのであり、それ故、そうした保護の必要性を英国等との(不平等条約に代わる)通商航海条約の関係文書に盛り込むことになったものと思われます。

そして、こうした英国等との新条約との関係上、ベルヌ条約等に一定の期限内に加入する必要があり、 日本においては、(それまでも、各知的財産について一定の保護は別名称の法令においてなされていたもの の、)著作権法、特許法、商標法等は同じ1899 (明治32)年に制定されています。

1899 (明治32) 年の著作権法 (旧著作権法) を起草したのは内務省の水野錬太郎参事官でしたが、上記の日英通商航海条約の調印から5年となる1899 (明治32) 年7月までに日本でしっかりとした著作権法を制定すべく、その間に水野参事官は半年ほど欧州へ派遣されて各国著作権法の調査を行い、帰国後に迫りくるデッドラインを見据えながら日本語での適切な用語を苦心惨憺の上でつくりだして法案の立案作業 (や、さらには帝国議会での法案審議への対応) を行ったのであり、その業績や、それと同時に発生するプレッシャーの大きさにはただただ驚嘆・敬服の念を抱くばかりです。

1899 (明治32) 年に出来た最初の著作権法はカタカナ書きの古い法律であったところ、その後の新しいメディアの登場 (ラジオ放送の開始) などに合わせて少しずつ改正されていきましたが、1970 (昭和45) 年には、新しくできた著作権の国際条約の内容や社会状況の変化などに合わせて全面リニューアルがなされ、ひらがな書きの現行の著作権法が制定されました。なお、その後も著作権法は新たな技術の登場などの事態に対応すべく、2~3年おきに少しずつ改正がなされ続けていて、近年の改正では、例えば、違法にアップロードされた静止画 (漫画、写真など) をそれと知って個人がダウンロードすることを禁止するルールが成立しています。

もしも著作権という 仕組み(法律)がなかったら どうなのか?



ポイント

著作権の制度がなかったらどんどん自由に利用ができて 世の中がハッピーになる、というわけではないのです

項目01の箇所と重なるのですが、「著作権」と聞くと「難しい」「めんどくさい」「自由がきかない」などと 思う人はそれなりにおられると思います。

他人の著作物を使おうと思っても著作権があるからその著作者の了解を得ないと使えないというのが著作権の基本である以上、ユーザー側からみると、その分だけ自由が制限されているというのはその通りです。 そのため、著作権というものがなければ様々な著作物が世の中で自由に流通することになるのでその方がむ しろいいのではないかという考えもあり得るところです。

しかし、思い出してみてください。自分が著作者側だったとしたらどうでしょうか? 例えば自分の書いた 絵、ブログの小説など、色々なケースがあると思います。これらを無断利用されてもOKと思えるかどうか? 世の中に広まって有名になるならそれでもいいよ、と思う人もいるでしょうけれども、では、その有名になった著作物を別の人が世に売り出して儲け始めたらどうでしょうか?

通常、自分の著作物がそれなりに金銭的価値を持つのであればその利益は自分に返ってくるようにしたいと思う人が多いと思いますし、そうでなくても自分が色々と考えて生み出した著作物を使いたいという人がいるならちゃんとそういう申出をしてきてほしいと考えるのは至極真っ当な考え方だと思います。

著作権との関わりにおいて、人はこのように利用者側にも著作者側にも、どちらの立場にもなりえます。 利用者の側に立った時は「著作権いらない」というけど、著作者の立場に変わったら「勝手に使うな、使うならお金払って」というのは非常に身勝手な話であり、これは世の中では通用しません。

著作権がない世界を想像してみると、特に著作者の側からすれば、いい著作物をつくって世の中に広めていこう!という気持ちがどうしても薄れてきてしまい、著作物自体のクオリティにも影響が生じることになれば、その結果として、そうした著作物を鑑賞する利用者にとっても不幸な事態と言わざるを得ません。

そうであれば、やはり著作権というルールをつくって著作者を尊重していくことは作品をつくるプロの人だけでなく全員にとって必要なのではないでしょうか?

皆さんでよく考えて意見の交換をしてみてほしいと思います。

著作権で守られるモノには どのようなものがあるのか?



ポイント

実は色々な種類があります

著作権で守られる「著作物」は、ごく簡単に言えば創作作品(オリジナルな表現物)のことです。 著作権法では9種類の著作物が例として書かれていて、具体的には以下のようなものとなっています。

言語の著作物:

小説、評論など。

講演のような文字化されていないものも対象に 入っていますし、外国語のものももちろん対象に 入っています。

美術の著作物:

絵画、漫画の絵(セリフは言語の著作物として保護されています)、彫刻作品など。

その他にも、以下のような著作物があります。

写真の著作物:

芸術写真、戦争写真など。

図形の著作物:

地図、グラフ、人体模型など。

プログラムの著作物:

OS、アプリケーションソフトなど。

音楽の著作物:

歌詞、楽曲。

なお、歌詞と楽曲とは別々の著作権で保護されていて、作詞家と作曲家とは独立して保護されています。

映画の著作物:

劇場用映画(実写映画も、アニメーション映画も含まれています)、TVの録画番組、ゲームソフトの映像など。

舞踊(ぶよう)・無言劇の著作物:

創作ダンスなど。

建築の著作物:

芸術的な建築物(国会議事堂、東京タワーなど)。

一般によく知られている小説や音楽、映画、ゲームソフトだけでなく、写真や舞踊、図形、建築なども あることに注意しておきましょう。

教員のみなさんへ

【注】個別の種類の著作物について、少しだけコメントしておきます。

"著作物はその場で消えてしまうものでも保護される"

まず全般的な事柄として、「著作物」は定義的に「創作表現」であるところ、この「表現」は人の視覚や聴覚によって認識できることを意味すると理解されています。ここで含意されているポイントは基本的に「固定されている必要はない」ということです。小説や楽曲というと、通常は何かの媒体・支持物 (=モノ) に記録・固定されていることが想起されますが、ギターを使って即興で弾いた楽曲や、何かの講話などは、その場で伝わるものですが、何かに固定されているわけではなく、その場で消えてしまいます。そのような場合であっても、他人がその場では見たり聴いたりすることはできるので、そうした楽曲や講話等であっても、音楽や言語の著作物として著作権法の保護を受ける、ということです。

もちろん、その場で創ってもさっと消えてしまう様な非固定の著作物の場合は、固定されている著作物(マスターテープ等に固定されている楽曲、本の小説など)に比べて、「これは自分が創作した作品だ」ということを訴訟等の場で主張・立証することには困難が伴いますが、それは立証のフェーズでの問題であって、その問題があるが故に「表現」の範疇を「固定されている場合」に限定する必要はないと考えられている、ということです。(実際に、著作権法の第10条第1項第1号においては、著作物の種類の一つである「言語の著作物」につき、「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」と規定されており、「講演」も「言語の著作物」の一つに例示されています。)

"写真は機材を使用するが、だからといって創作性が否定されるわけではない"

次に、写真の著作物についてです。ここで知っておきたいのは、別の項目 08(著作物の重要な該当条件である「表現上の創作性」)に関係する事柄ですが、写真表現の創作性はどこにあるのかという点です。写真について造詣の深い方には申すまでもないことですが、写真はカメラを使って一瞬の場面を切り取って創作されるものであるといった特性があるためか、写真表現の創作性といってもピンと来ない人もいるかもしれません。機材を使った創作活動を行うことは、伝統的に映画もそうですし、今や言語作品や漫画等でもPCを使うことは当たり前になっており、機材を使用することは創作性を考える上での否定理由に当たるわけではないのです。

写真表現における創作性は、レンズやシャッタースピード、ライティング、構図といった様々な要素の選択を総合的に評価して判断されるものと理解されています。これは一眼レフのような本格的なカメラを使用した場合だけではなく、デジカメ等を使用する場合でも同様であり、証明用写真のように全てが自動化されているものの場合は表現上の創作性を認めることは難しい(=この場合は、単なる写真であって、写真の著作物には該当しない)のですが、写真撮影に関する様々な要素を総合的に評価して写真表現の創作性を考えることに鑑みると、写真については著作物性(表現上の創作性)が認められる場合が多いと考えられます。

"著作権に似ているが、別の権利である「著作隣接権」にも注意"

もう一つは舞踊の著作物についてです。舞踊の場合、(即興の踊りだと分かりにくいのですが、)著作物として認められるものは「踊りの型」であり、具体的には踊り譜等で表現されます。したがって、後の項目でも出てきますが、舞踊の著作物について著作権をもつ著作者は誰かといえば、これは振付師です。では、その踊り譜にそって実際に踊るダンサーはどうなのか?というと、著作権法上、ダンサーは(踊りの型を創作しているわけではないので、)著作権では保護されず、それに似た「著作隣接権」という権利で保護されています。これは、音楽についても同様であり、音楽の著作権で保護されるのは作詞家・作曲家等であり、歌手はやはり「著作隣接権」で保護されます。この「著作隣接権」については項目09で説明します。

著作物と物品とは 同じなのか、 違うものなのか?



ポイント

著作物と物品とは別物です

やや難しい用語を使いますが、世の中に存在する様々な物品は「有体物」と呼ばれるものであるのに対し、 著作物は「無体物」と呼ばれるものであり、物品と著作物とは明確に区別されている別の存在です。

物品は皆さんが日常生活で使う様なモノ全般であり、机、ノート、カバン、鉛筆といった学習用具もそうですし、茶碗や箸、布団、衣類、テレビ受像機、PC、スマートフォンなども同様に「有体物」です。これに対して、「無体物」に分類される著作物は、項目05の通り、小説や音楽、絵画、ゲームソフトなどであるのですが、その違いはどこにあるのでしょうか?

さきほどの「有体物」/「無体物」という用語の使い分けがヒントになりますが、イメージ的にいえば、 物品は手に持てるもの、著作物は手に持てないもの、といったような感じで理解してもらうのがよいと思 います。

例えば、本で考えると、本の各ページは紙であり、これは物品(有体物)ですが、これに対して、その物品である紙に掲載されている文章は著作物(無体物)であり、紙と文章とはこのようにはっきりと区別される存在です。

このように書くと、「紙と文章とが違うのは当たり前ではないか?」と思われるかもしれませんが、これら二つが「区別される」というのは、もう少しいうと、それら二つが「誰のものであるのか(誰が権利者か)」が違っている、ということが重要なポイントです。

つまり、モノを買えば、通常はそのモノの全部がそれを買った人の所有物になるわけですが、本でいえば、本のうちでその本の内容(書かれている文章)については、本を買った人ではなくその文章を書いた人に権利(=著作権)が残り続けるので、本を買った人がその文章を自由に使うことは基本的にできない、ということになるのです。

本や音楽CDを買っても その内容が自分のものに ならないのはなぜだろう?



ポイント

その方が世の中全体にとって メリットが大きいと考えているからです

本を買っても、その本に関する権利がまるごと自分のものになるわけではないというのは著作権のことを 勉強している人からみれば当然のことかもしれませんが、別の例で、音楽CDのことを考えてみると、CDを買っ てそこに入っている楽曲を自分で聴くことは自由にできますが、「お店を経営している場合にそのCDを店内 で再生して多数のお客さんにその楽曲を聴かせることは著作権との関係でできませんよ」と説明すると、これに ついては違和感を持つ人もいるかもしれません。

そのような違和感が仮にあるとすれば、それは典型的には「自分が買った音楽CDをどのように利用しようとそれは自分の自由ではないか、それなりのお金を払っているのだから」というようなことであろうと推測されます。

そのような考え方を持つこと自体は誰でも自由ではあるのですが、その考え方を実際に行動に移そうとしても世の中では通用しません。著作権法という法律のルールを国会が議論して決めていて、さきほども項目 06で言ったように、物品に関する権利と、その中にある絵や音楽などの著作物に関する権利(著作権)とを分けて扱うという方針を、(国会での著作権法制定を通じて最終的に)日本国民が選択しているからです。

ではなぜそのような著作権のルールをつくっているのかといえば、端的には、そうしたルールを設けた方が世の中全体にとってよい結果をもたらすであろうと考えられているからです。

これは、一つには著作者を尊重することを考えた結果であり、物品(有体物)であれ、絵や音楽(無体物)であれ、誰かがつくったものはその人に権利を与える(絵や音楽には著作権を与える)のが自然だと感じられる、ということがあります。

また、他方で著作権は創作者のことだけを考えているわけではありません。著作権を創作者に認めて、 絵や音楽などの著作物の利用に関する利益が創作者に行くような仕組みにしているからこそ、創作者は 創作活動を活発に行い、様々な著作物が世に広まって、ユーザーがそれらの著作物を楽しむことができる

ようになるのです。

逆に著作権による保護がなければ創作活動が減少しかねず、そのような事態は世の中全体を不幸にして しまうと考えられているのです。このように著作権は創作者とユーザーとのそれぞれのメリットを片方だけで はなく、両方のバランスをとる制度として構築されているのです。

教員のみなさんへ

【注】ここは本文で記載したように、この間についてどう考えるかは究極的には各個人次第です。知的財産を有体物と切り分けて、それらを別々に保護する、という考え方を現代の世界各国は選択しているので、無体の情報を保護する知的財産制度を設ける以上は、本文のような帰結になります。

なお、仮に思考実験的に「有体物の中に入っている情報も含めてそれをどのように利用するかは有体物 購入者の勝手だ」ということにするなら、少なくとも有体物の販売価格はもっと上昇することになると思わ れますが、そのようなやり方が創作者・ユーザーの全体的な利益からみた時によりよいものになるのか、そ の逆の話になるのかについては、色々と考えてみるとよいのではないかと思います。



芸術的な価値が高い作品でなければ 著作権で保護されないのか?



著作権で保護されるかどうか (=「著作物」に該当するかどうか)は 芸術的な価値がどの程度あるかには関係なく、 その作品表現に作者の個性が ある程度現れているかどうかで決まるのです

著作権で保護される「著作物」は、法律的には「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、 学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と著作権法で書かれて(= 定義されて)います。

平たくいえば、「著作物」とは、あるアイデア(思想・感情)をもとにしてできあがった創作表現のこと を指します。小説を例にとると、その構想・プロット自体ではなく、それらをもとにして創作的に書かれた 文章全体が「著作物」になるということです。

教員のみなさんへ

"アイデア・表現二分論 = 著作権法はアイデアを公有とし、 そこから生じる表現を保護。その理由とは"

【注】上述のように、著作権法では「思想・感情」(アイデア)ではなく、それをもとにした創作的な「表現」 が保護されることが「著作物」の定義で明確に書かれており、これは「アイデア・表現二分論」と呼ばれ る考え方です。推理小説でいえば、殺人のトリック(アイデア)ではなく、そのトリックを用いた具体的な 文章(表現)が著作権保護の対象となることを意味します。

実際には抽象的なアイデアと具体的な表現との区別を厳密につけることは難しい場合もままありますが、 このような著作権法的な価値判断(アイデアではなく、具体の表現のレベルで著作権保護をすること)に ついては疑問が生じ得るところでしょう。小説家の立場にしてみれば、奇想天外な殺人トリックを思い付く ことに大きな価値があるので、それ自体を保護してもらいたいと考えるのは自然なことであり、否定すべき ことではないと思われます。

しかしながら、それでも著作権法はアイデアを保護する方針は採用しておりません。何故ならば、アイデア を直接的に著作権で保護することは、それに伴う負の影響が大きすぎると考えているからです。別の例として、 学問上の知見のようなものの場合、当該知見を著作権で保護することになると、著作者が許諾を与えなけれ ば、当該知見を他人が利用することが困難となってしまいます。これは学問の発展という観点からみると、非 常に大きいマイナスの影響を及ぼすものであり、社会全体にとっても不適切な状況であるといわざるを得ませ ん。このため、著作権法においては、アイデアは公有(万人が利用できる状態)としておき、そのアイデアか ら生み出される表現の多様性という段階で保護を図ることとしているということです。

ここで重要なのが、「創作的」かどうかの点です。小説の例でいえば、具体的に書かれている文章(表現)が創作的なのものであれば「著作物」に該当して著作権の保護を受けることになります。逆に同じ文章であっても「創作的」な文章でなければそれは単なる文章であって「著作物」には該当しないので、著作権の保護は受けないことになります。

では「創作的」とはどういうことを意味するのでしょうか?

「創作的」と言われると一般的には芸術的に高い評価を受けるものというイメージを持ちやすいのですが、著作権の世界ではそのような考え方は採っていません。そのような芸術的な価値とは関係なく、その表現を生み出す人(作者)の持っている個性(その人らしさ)がその作品表現にある程度現れていれば、著作権の世界ではそれを「創作的」な表現である(=「著作物」に当たる)と捉えて著作権で保護することにしています。

少し極端にいうと、誰かのまね (パクリ) でなく、その作者のオリジナルな表現であればよい、というようなことです。

具体例で説明すると、ある家族が公園で遊んでいるシーンを対象として絵を描いた場合に、プロの画家の絵はもちろん著作権で保護されますが、同じシーンを幼児がクレヨンなどで描いたとしても、芸術的な価値の点ではプロの絵ほどの高い評価が得られるわけではないかもしれませんが、その絵にはその幼児自身の個性がそれなりに現れているので、この絵も著作権で保護されることになります。

このように、著作権の保護が受けられる作品の幅はなるべく広くとっていこうというのが著作権の基本的な考え方になっています。

教員のみなさんへ

"創作性 = 個性の表出と捉える理由は著作権法の目的である 「文化の発展」に関係"

【注】本文では、「創作的」というのを著作権法の世界では何故そのように「(巧いか下手か、独創性の程度が高いか低いかではなく、)作者の個性がある程度出ているかどうか」の視点で捉えているのかについて、敢えて省いていますが、そのように捉えている理由をここでもう少し詳しく説明します。

これは大きくは「著作権は文化の発展に貢献するもの」という役割(著作権法第1条で著作権法の目的として書かれている事柄)に関係していて、主に二つの理由があります。

一つは、芸術的な価値がどの程度あれば「創作的な」作品表現(=「著作物」)として著作権で保護する対象にするかを決めることは非常に難しいという点です。プロの画家の作品であっても評価する人によって「非常に素晴らしい」という人もいれば「芸術的にはそれほどでもないと思う」という人がいることはあり得ることですし、非常に高名な画家であっても時代が過ぎるとその絵の芸術的な評価が変わったりすることはよくあります(ゴッホやミレーのように)。著作権のトラブルが発生すれば裁判で決めることになりますが、法律家である裁判官が「この作品の芸術的な価値がどの程度あるか」を判断することはなかなか難しいと思われます。

二つ目は、著作権で保護される作品を絞りこむよりも色々な作品を著作権で保護するようにした方が、 上述した著作権法の目的である「文化の発展に貢献すること」につながるからという点です。

どういうことかというと、特許の場合は発明の保護と利用の促進とを図ることで、最終的には特許法

第1条の目的にある産業の発達に寄与することが志向されています。発明とは端的には技術的なアイデアですので、時間の経過とともにその技術が改善されて、改善された技術がまたさらに改善されて、世の中が一層便利になっていくというような前提があり、特許法的には、未だ世の中に知れ渡っていない新しい技術的なアイデアでないと特許の対象にはならないという取扱いになっています。

これに対して、著作権の場合は特許のような考え方が妥当しません。極端な例でいうと、近現代の小説と古典文学とを比べても、どちらが優れているかとか進歩しているかといった評価はできないですし、 寧ろこうした文芸作品は色々なものが豊富に存在していることが望ましいと考えられます。

このようなことから、著作権の場合、その保護対象たる著作物に要求される「創作性」というのは、誰かの真似であってはいけないが作者の個性がある程度出ていればそれでよい、と考えられているのです。

イメージ的には、特許がタテ方向(上方)に延びていくイメージであるのに対し、著作権はヨコ方向 に拡がっていく、そのような感覚で捉えていただくのがいいのではないかと思います。

"創作性が要求される程度 = 長期間に及ぶ著作権保護を 認めるに足りる程度"

ところで、作者の個性がその作品表現に出ている必要度合いは「ある程度」だと書きました。これについては、実際の裁判例においても個々の事案に即して創作的かどうか判断されるので、なかなか定式化することは難しいのですが、言い換えれば「著作者の死後70年後までという長期間の著作権保護に足りるほどの個性が表出しているかどうか」ということです。

とはいえ、これでも「何の事だか?」と思う方が多いでしょう。捉え方によっては「ある表現物が創作的と評価されるパターンは実は狭いのではないか」と考える人もおられるかもしれません。それもある程度の真実をついた感覚ではありますが、より正確にいうならば、「それは、その表現内容や種類などによって、著作物に該当する可能性(これを学問的には「著作物性」といいます)が高いか低いかは変わってくる」というところです。

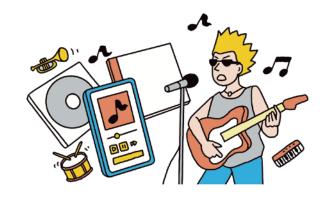
著作物性の中核である創作性を判断するに当たっては、実態的にみて表面と裏面との二つの視点があり、そもそもの考え方として、創作性は個性の表出があるかどうかでチェックしますので(表面からの判断)、それだけで見れば世に存在する多くの表現物はほとんど創作性あり(=著作物性あり)という判断に傾きます。ある事柄を取り上げて何らかの一文を書いても、AさんとBさんとではそれぞれの個性が微妙ににじみ出た表現になることが通常でしょう。例えば「今日の給食について感想を簡単に書いてみよう」というお題があったとして、Aさんは「今日のオカズは〇〇と××と△△だったけど、みんな美味しかった」と表現したのに対しBさんは「本日のごはんは△△と××と、それ以外に〇〇もあって、全部美味しく食べました」と表現したとします。Aさん・Bさんともに、同じ内容のことを書いてはいますが、用語の表記やおかずの表記順、それらに対する評価の感想についてみてみると微妙に違っています。著作物性を認める判断基準として「個性が1ミリでも出ていればよい」という立場を採用するならば、これらは著作物として著作権で保護されうることになりますが、著作権の世界では、このような場合について創作性を認めるとする専門家はいないと思われます。というのは、そのような立場・見解は世の中にとっての不都合が大きくなってしまうからです。

著作権は、創作表現をした人に、その表現を誰かが利用(複製や公衆送信など)しようする際に、その可否を判断するための独占権を与える(且つそれによって創作表現活動をさらに活発にしていく)ものであるわけですが、これは他者からすれば、その表現をしよう、使おうとすると元の創作者の許諾を得る必要が出てきますので、他者による表現活動(他者による表現の自由)をそれなりに制約することになります。しかも、著作権の存続期間は既にご紹介しているように、著作物の創作時点からスタート

して、その終期は原則として「著作者の死後70年後まで」という非常に長期のものになっています(著作者が死亡した場合、著作権は相続の対象となります)。若い時に創作した表現であれば、実際上100年以上にも及ぶものであり、特許権のように基本的に(発明者の生死に関係なく)20年程度で消滅してしまう権利とは随分と異なる話です。しかも、著作権は同一の表現だけではなく、類似する表現(類似の範囲はかなり専門的な話になるので省略します)にも権利が及ぶので、それらのことを考慮すると、創作性の有無に対する裏面からの判断としては「多少の個性が表れているようなこの表現に対して、長期の著作権を与えたとしても、他者による表現活動の自由を過度に制約することにならないかどうか」ということも考える必要があり、結局のところ、この創作性(=「ある程度の個性が表れているのかどうか」)に関する表面・裏面のトータルでの判断基準について、先に「著作者の死後70年後までという長期間の著作権保護に足りるほどの個性が表出しているかどうか」と申したのは以上のような趣旨からだ、ということです。

以上のようなことを踏まえて考えると、ある事柄について元々表現する幅が広い場合には、裏面のことを考えなくてもすみますが、表現する幅がさほど広くはないという場合には、裏面からもしっかりと考えることが必要になってきます。

例えば、一般的にみて、小説などの場合はかなり自由に表現できるものであるのに対し、コンピュータ・プログラムなどは、効率的な演算を念頭において作成されるので、相対的に表現の幅が狭くなる傾向がありますし、文章についても、同じ事柄について書く場合に、数十行になってくると表現の幅も十分に出てくるでしょうが、単文や数行程度の文章であれば表現の幅がかなり狭くなってくるので、後者については創作性が否定されることが多くなると思われます(このようなケースについて、実際の裁判例では、「ありふれた表現であるので、創作性は認められない」などと判断されることがしばしばあります)。





著作権を持つ人には どのような人がいるのか?



著作権で守られる「著作者」を具体的に見ると、 著作物の種類に応じて多様な人たちが存在します

既に項目05でみたように、著作物には多数の種類があり、作者の個性がそれなりに現れた創作表現物 が幅広く著作権によって保護されます。

著作権を持つ人のことを著作権法では「著作者」と呼びますが、様々な作品が著作物として著作権の 保護を受けるので、著作者にも多種多様な人がいます。 著作物の種類毎に代表的な著作者の例を示すと、 以下のような方々が存在しています。

言語の著作物:

小説家、学者

舞踊(ぶよう)・無言劇の著作物:

振付師

建築の著作物:

芸術的な建築物の設計をする人

映画の著作物:

総監督、プロデューサー

プログラムの著作物:

プログラマー

音楽の著作物:

作詞家、作曲家

美術の著作物:

画家、漫画家、彫刻家

図形の著作物:

図形・模型などをつくる人

写真の著作物:

写真家

これらを見ると、主にプロの職業人が思い起こされるのですが、著作物はプロ・アマの作品を問 わず、著作者の個性がそれなりに現れた表現物を指しますので、著作者についても、一般の方がブログ を書いたり、楽曲を制作したり、日常風景を写真撮影したり、デジタルビデオカメラ等で映像を撮影・編 集したりする場合、これらの方々がそれらの著作物を創作した著作者となり、著作権の保護を受けること になります。

教員のみなさんへ

"著作権と著作隣接権とでは各々の保護対象に対する保護の程度に 相対的な差異がある"

【注】ここでは別の項目05で言及した「著作隣接権」について説明します。

「著作隣接権」は「著作権」ではないけれど、「著作権」にある程度類似する、著作権の横に位置する権利です。英語では「著作権」はcopyright、「著作隣接権」はneighbouring right(specific right neighbouring on copyright)と表記され、いずれも国際条約で承認されている権利であり、著作隣接権者としては、世界的には、実演家・レコード製作者・放送事業者の三者が認められており、日本では、さらに有線放送事業者も含めて四者が認められています。

これらの著作隣接権者は、いずれも著作物を創作する者ではないが、創作された著作物を公衆に伝達するに際して重要な役割を果たす者であり、著作隣接権を付与することの正当化理由については(必ずしも統一見解には収斂しておりませんが、)一つには、例えば歌手を想起すると、楽曲を歌唱行為によって公衆に伝達する際に、歌唱の仕方はその歌い手ごとに異なるものであり、歌唱行為にはいわば準創作性が認められるからだ、というように説明されます。

このように著作隣接権者は著作者とは違う存在であるのですが(もっとも、シンガーソングライターの場合は、著作者であり、それと同時に著作隣接権者でもある)、著作権と著作隣接権との関係性(差異)について、幾つかの特徴的な点を簡単に申し上げると、例えば、①著作権はその中に含まれる支分権の数が多いのに対し、著作隣接権は相対的に少ない(著作権であれば、複製権や公衆送信権、上演・演奏権、譲渡権、貸与権などが規定されているが、著作隣接権の場合は、歌手等の実演家であれば、録音録画権(実演の写真撮影などは権利対象外)や送信可能化権(ネット上の公衆送信権全般ではなく、アップロードの部分のみ権利化されている)などに限られている)、②著作権の存続期間は「創作時~原則として著作者の死後70年後まで」とかなりの長期間に及ぶが、著作隣接権のそれは、実演であれば「実演時~実演後70年後まで」というように相対的に短期間となっている、といったような保護の程度において違いがあります。



他人の著作物を利用する場合は どのような手続を取るのか?



著作物の種類・内容によっては 許諾の手続が明確に決められている場合があり、 その場合はその決まりに従って 許諾の手続をとることになります

まず著作権は、著作者が自分の創作した著作物について、誰か他人がコピー(法律的には「複製」) やネット送信(法律的には「公衆送信」)といった利用をしようとする場合に、それを許すかどうか(法律 的には「許諾」を与えるかどうか)を著作者だけが独占的に決められる権利です。

このため、他人の著作物を利用するユーザーとしては、著作者の許諾(ライセンス)を予め得るように することが基本・重要です。

(なお、個人的に視聴するためにTV番組を自宅のレコーダーで録画する場合など、著作者の許諾を得なくても著作物のコピーなどをしてよいとする場合も一定数、著作権法では決められていますが、これらは例外的なケースであり、原則的には上記の通り著作者のライセンスが必要です。)

著作者(権利者)のライセンスを得ようとする際には、ユーザーは色々と説明をすることになりますが、一般的には、①利用しようとする著作物はどれか(作品名など)のほか、②利用する箇所(著作物の全部か一部か、一部であればどこからどこまでか)、③利用する回数・期間(コピーするのであれば何部・何冊か、ネット送信するのであればいつからいつまでかなど)、④権利者に支払う料金の有無といった事柄を説明することになるでしょう。

権利者はそのようなユーザーの希望を受け入れるかどうかを権利者側が検討して、ユーザーの希望通りでよいと思えばそれで権利者のライセンスが得られることになります。

権利者側が「ユーザーの希望条件ではライセンスは出せない」と判断すれば、権利者側からユーザーに対して、別の条件の提示(例えば、金額のアップや、コピー部数の制限など)がなされたり、あるいは、「今回はライセンスを出せない」といった連絡がユーザー側になされることになったりします。結局のところ、権利者・ユーザーの双方の考え・希望が一致すれば権利者のライセンスが得られて、その著作物を利用することができるようになる、ということです。

権利者側に連絡をとる方法については、著作物の種類等によって様々で、それら全部が同じように統一されているというわけではありません。特にプロの作品については、著作者個人ではなく、別の関係団体などに連絡することになる場合も多くなっています。

例えば、言語作品(小説など)であれば、その本の出版社に問い合わせることになるでしょうし、音楽作品の場合は、その著作権の管理(ライセンスを出す業務)を専門的に行っているいくつかの団体(例えば、一般社団法人日本音楽著作権協会(略称は「JASRAC」。「ジャスラック」と呼称します)など)があるので、それらの団体に連絡をとるパターンが多くなっています。

なお、こうした団体においては、著作物を利用する場合の条件・申請方法などが予めその団体のルールで決められていることが一般的なので、その場合には、そのルールに従うことになります。



著作権を管理する団体って 何だろう?



著作権の管理団体(著作権管理団体)は 著作者から著作権の譲渡を受けたり 著作権の業務の委託を受けたりして、 著作者のために著作物利用の 許諾などを行っています

著作権法の仕組みからすると、著作者が自分の著作物について著作権を持っているので、他人が自分の著作物を利用する場合には、著作者がそれに対してライセンスするか・しないか、ライセンスするとしたらどのような条件(料金など)でライセンスするかを決めることになる(著作権を行使する)のが通常(原則)です。

しかし、実際の著作権の業界では、著作権を行使することについて、著作者が自分で行う場合もあれば、 関係団体が多数の著作者の著作権を集めてきてその団体が行う場合も多くあります。

このことについては不思議に思われるかもしれませんが、他人が自分の著作物についてコピーしたりネット送信したりする場合には通常、その使用料金が発生しますので(もちろん、無料で権利者がライセンスすることもできます)、このような意味での著作権は金銭的・財産的なやりとりを他人との間でする価値を持った権利(財産権)です。

財産権の代表例はモノ(土地など)の所有権ですが、モノを売買するとそのモノの所有権が購入者に移る(所有者がかわる)ことになるので、所有権は金銭的な譲渡をすることができる権利ということになります。これと同じように、著作権も一つの財産権として金銭的な譲渡を他人にすることができる、つまり平たくいえば、著作者は他人との間で自分の著作権について売り買いができるのです。

関係団体が多数の著作者の著作権を集めてくる、ということの典型例は、このように関係団体が著作者からその著作権の譲渡を受けるというパターンです。

あるいは、このような著作権の譲渡を受けるのではなく、著作権自体は著作者のもとに残しておいて、 その著作権のライセンスを出す業務をこの関係団体に委託するというようなパターンもあります。

このような関係団体は、一般的に「著作権管理団体」と呼ばれており、音楽分野だと、その代表的な 著作権管理団体はJASRACです。

著作権を管理する団体って なぜ存在しているのだろう?



著作権の管理団体(著作権管理団体)は 著作者とユーザーとを結ぶ大事な役割を持っています

著作権管理団体は、著作者側から著作権の譲渡を受けたり、著作権の行使に関する業務の委託を受けたりすることで、著作権のライセンス業務を行い、そこで生じる著作物の利用料を著作者に還元するといった、著作権管理の仕事を行っています。

こうした著作権管理団体においては、自分の管理する著作物を他人が利用しようとする場面に応じて料金体系を詳しくルールにして決めていて(音楽でいえば、例えば、演奏会での利用なのか・カラオケでの利用なのか、演奏会の場合は聴衆が何人なのかといったことなど)、そのルールに従って画一的・統一的に金銭の支払い・受領が行われています。

では、なぜこのような著作権管理団体が存在するのでしょうか?

まず著作権の仕組みとして、著作者が自分の著作権を著作権管理団体に譲渡等して著作権の管理業務を著作権管理団体にやってもらうことにするか、著作権を自分のところで管理して著作権のライセンス業務を自分自身でやるかについては、著作者が決めることであり、著作権管理団体に強制的に譲渡等をしないといけない、ということにはなっていません。実際、例えば特定の音楽アーティストでも、その著作権を自分やその所属事務所等で管理している場合もあります。

著作権管理団体が著作権の管理業務を行う場合は、基本的に著作物の使用料が予め決まっていて、 著作者が「私の楽曲を使用する場合はその使用料をもっと高く設定してほしい」といった個別の希望が通 らないことが多いので、そうすると、著作者の立場からすれば「わざわざ著作権管理団体に著作権の管 理業務をしてもらうよりも、自分で著作権を管理した方が自分の望む使用料をとれるので、その方が自分 にとっては都合がいいのではないか」ということになるのではないでしょうか?

しかし、現実には、特にプロの著作者が創作した著作物については、著作権管理団体が各著作者の 著作権の管理業務を行っているケースが多くなっています。

これはピンとこないかもしれませんが、自分の著作権を自己で管理するのは結構大変だ、ということです。 自分がプロの著作者である場合を想像してみてください。ヒット曲を創作している作詞家・作曲家の場合、多数のヒット曲についてカラオケや演奏会、BGMなどで使いたいという連絡が多数のユーザーからひっきりなしに寄せられる可能性がありますが、その一つ一つの連絡に対応して利用場面の確認や使用料の交渉などを行うことは大きな負担となります。 そうなると、著作者にとっては肝心の楽曲創作の活動がおろそかになってしまいかねません。逆にユーザー側にとっても、そのように忙しい著作者と多数のユーザーとが使用料などについて交渉すると時間もかかりますし、これも大変です。

また、著作権のライセンス業務だけでなく、著作物が無断で利用された場合にはその損害賠償を無断利用者に請求するなど裁判での対応も必要になってくる場合があります。

このような諸々の事情があって著作権管理団体が著作権管理に関する様々な仕事をすることで、著作者は自分の創作活動に専念できますし、ユーザー側も他人の著作物をスムーズに利用できるようになって、世の中全体がウィンウィンの関係になってまわっているのです。

教員のみなさんへ

"著作権管理団体の活動は使用料徴収も含めて多種多様"

【注】著作物の複製等の行為は、保護対象となる著作物がユーザーの手許にあって、権利者が物理的にその著作物の利用をコントロールできるとは限らないという事情があり(技術的にコピーガードをかけておく等の方法もあり得ますが、全部の著作物にこのような技術的な管理がされているわけではもちろんありません)、著作物の使用料をちゃんと徴収するという業務は、全てのユーザーによる自発的・適正な申請を期待することが事実上困難であることもあり、実際にはかなりの負担を伴うものです。使用料支払いの督促や契約交渉、一般への啓発、著作権問題に関する調査研究なども含め、文化の発展に向けた著作権管理団体の活動は多種多様なものがあります。



(-社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) は著作権関係で どのような業務をしているのか?

ポイント

サートラスは、著作権に関係する 様々な業務を行う団体ですが、 主な業務としては、その名称の通り、 授業目的で行われる著作物の公衆送信に関して、 著作権法上権利者に支払われることになる補償金を 各学校サイドから収受して、 それを権利者に分配する業務を行っています

著作権法のルールでは、誰か著作者が創作した著作物を他人が利用する場合、原則としてその著作者の許諾が必要になりますが、一定の正当な理由がある場合は著作者の許諾がなくても著作物を他人が利用できる例外的なケースが色々と定められていて、その一つに、著作権法の第35条があります。

これは、ごく単純にいえば、学校の授業で他人の公表済みの著作物をコピーしたりすることは必要な限度内でできるのですが(例えば、一般に販売されている本を授業で使う時に先生がその授業で使う該当ページをその授業を受ける生徒の人数分だけコピーして配る)、同じことを遠隔会場への同時送信でない公衆送信(例えば、オンディマンド配信で、一般販売されている本につき、オンディマンド授業で使用する該当ページを各生徒に送る)する場合は、(権利者の許諾がなくてもできるという点ではコピーの場合と同じですが、ただしコピーの場合と違って、)権利者に一定の補償金を学校側(公立学校の場合はその学校を設置している都道府県や市町村、私立学校の場合はその学校を設置している学校法人)が支払わなければならないこととなっています。

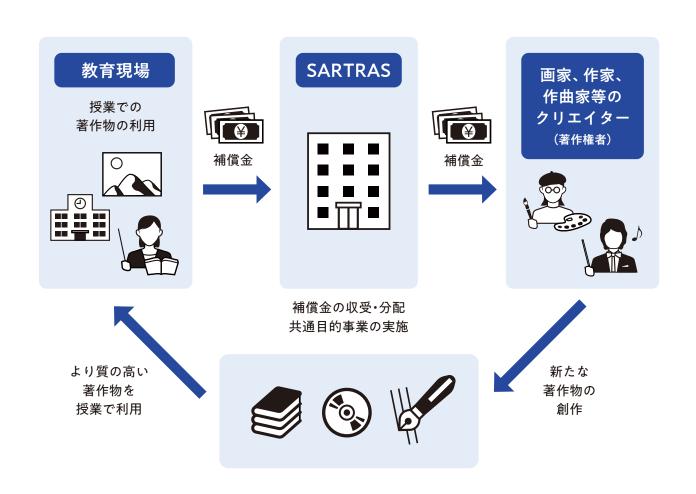
とはいえ、各学校側がどうやって権利者にその補償金を支払うのか、疑問に思いませんか? 授業の中で教える先生や授業で発表する生徒が誰かの著作物を使う度に逐一補償金の支払い手続き を各学校側がやっていたら、全国的にも大変な負担が多くの関係者に発生してしまいます。

著作権法ではそのことをちゃんと考慮して、この補償金を各学校側から収受して権利者側に分配する仕事について、国が一つの団体を指定し、その団体にやってもらう、という仕組みをつくっています。そして、著作権法に基づいて国から指定されているこの団体が「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」(略称的に「サートラス」と呼ばれています)です。

実際の補償金の額は複数の算定方式が予め決められていまして、その中でも関係者にとって簡便な年間定額方式の場合は、一人当たりの単価(学校種ごとに異なり、例えば中学校の場合は180円、高等

学校の場合は420円(専攻科は720円)が単価となっています)に授業を受ける予定人数を掛けて算出されます(複数の具体的な算出方式や単価はサートラスのウェブサイトに掲載されています)。

なお、サートラスは、音楽、新聞、放送局、雑誌、写真、漫画など多種多様な著作物に関係する団体が加盟している組織であり、サートラスやこれらの団体はいずれも著作権の考え方を一般に普及させることにも尽力しています(この副読本もサートラスや次に紹介するサーラという団体の事業の一環として作成・配布されているものです)。





(-社) 私的録音録画補償金管理協会 (sarah) は著作権関係で どのような業務をしているのか?

ポイント

サーラもサートラスと同様に著作権に関する 様々な業務を行う団体であり、主な業務としては、 世の中の様々な著作物について各個人が行うコピーのうち、 著作権法上一定の場合に その個人が支払うことになっている補償金を メーカーの協力の下で収受して、 それを権利者に分配する業務を行っています

前記項目13でお話しした「一定の正当な理由がある場合は著作者の許諾がなくても著作物を他人が利用できる例外的なケース」の一つに、著作権法第30条の「私的目的複製」のケースがあります。(一社)私的録音録画補償金管理協会(sarah)(「サーラ」と呼称されます)のことを理解するためには、まずこの「私的目的複製」という著作権の例外条項のことを知っておく必要があります。

私的目的複製というのは、著作物のユーザーが個人でそれを使ったり、自分の家庭内で使ったりする目的がある場合は、その著作物を著作者の許諾なしにコピーすることができる、というのが基本的な内容です(ただし、このことについてはいくつかの例外があり、この項目14に関係する例外に関しては後述します)。 具体的な例としては、自宅に飾ってある誰かの絵画作品が気に入っているのでそれを自分の携帯電話機の待ち受け画面に使用するためにその携帯電話機を使ってそのまま場影する。といった場合です。こうした

の待ち受け画面に使用するためにその携帯電話機を使ってそのまま撮影する、といった場合です。こうしたことは著作権のことをあまり意識せずに日常的に行われていますが、それが違法にならないのは、著作権法第30条の「私的目的複製」という例外規定があるからです。こうした日常生活と著作権との関わりについて、私は時々「意外にも こんなところに 著作権」と俳句的に詠んだりしています。

さて、このように「私的目的複製」は基本的に自由に行うことができるのですが、このコピー行為は大別して、デジタル方式で行う場合と、アナログ方式で行う場合とがあり、注意が必要です。

どちらの方式であっても、コピーすること自体は基本的に権利者の許諾がなくてもできるのですが、デジタル方式で行う場合、より正確には、著作権法施行令(政令)で決められている一定のデジタル方式の録音録画機器・媒体(具体的には、CD-Rなどが該当。スマートフォンなどは対象外)を使って私的目的複製を行う場合については、権利者に一定の補償金(国が認めた金額)を支払うことが著作権法第30条で義務付けられているのです。

現在のデジタル・ネットワーク環境下ではアナログといっても何を指しているのか分かりにくいのですが、

音楽でいえば、CDはデジタル方式のもので、レコードはアナログ方式のものです。同じ録音・録画であっても、デジタル方式の場合はアナログ方式の場合よりも高品質なコピーが簡単にできるので、権利者に配慮して、このような補償金の制度が設けられているのです。

ところで、CD-Rなどの機器・媒体を使って個人的な使用目的で録音・録画した経験のある人は「え、そんな補償金なんて一度も払った覚えがないけど、大丈夫なのだろうか?」と思うかもしれません。ですが、実はちゃんと払っています。録音・録画のたびに払うのではなく、CD-Rなどの機器・媒体を購入する際に、その機器・媒体の販売価格にこの補償金も予め上乗せする形で各個人が支払い、メーカー経由でその補償金が権利者サイドに流れるという仕組みが著作権法の下で構築されているのです。(因みに、補償金の額は、例えばブルーレイディスクだと、機器は1台あたり200円(税込)、媒体は基準価格×1%となっています。)

さて、ここでようやく登場するのが「一般社団法人私的録音録画補償金管理協会 | です。

サーラは、前記項目13のサートラスと同様に、著作権法の規定に基づき国からの指定を受けた団体として、私的録音録画補償金を各メーカー経由で受領し、これを権利者に分配する業務を担っています。言葉にすれば簡単には聞こえますが、これは色々と考えられた制度であり、この仕組みがあることによって、多様なメーカー経由で多様な権利者に補償金が流れるという複雑なやり方を回避して、各個人からの補償金を現実的にうまく受領・分配する手法が実現していると言えるものです。このように、サーラが担っている役割はサートラスと同様に非常に重要なものなのですが、サーラでは、これ以外にも、この副読本の作成・配布のことも含めて、著作権の適正な保護に有益となる事業も行っているのです。

教員のみなさんへ

"私的目的複製 = 閉鎖的な空間内での零細利用。

その許容範囲は他の著作権制限規定よりも相対的に広い"

【注】著作権の効力が制限される典型的な規定として「私的目的複製」が認められている大きな理由の一つは、個人的な使用目的でその個人が他人の著作物をコピーしたとしても、それは閉鎖的な空間の中での個人的な零細な利用形態であるので、その場合は著作者に与える経済的な不利益はそれほど大きくはないから、著作権を制限して著作者の許諾なくコピーすることを認めることにしよう、というものです。

このように著作権が制限されることとなる他の例外規定の場合は、前記項目13の第35条(授業過程での複製・公衆送信)のように公表済みの著作物に限って認めるとか、あるいは著作物の種類を限定して認める(美術や写真の著作物に限って認める)といった色々な限定がついた上で著作権が制限されることが多いのですが、この第30条の私的目的複製の場合は、そのような限定条件の基本は、使用者が個人や家庭内などで使うことだけになっているので、著作者の許諾なくコピーできるケースが第35条などの場合よりも広く許されているといえます。

"私的目的複製が広く許容されている時代背景"

では、なぜ第30条はこのように広い範囲で許されているのかというと、そもそも「私的目的複製」は、現在の著作権法が1970年に制定された時から(もっと正確にいえば、それ以前の旧著作権法の時代から)許されている例外規定なのですが、これには時代背景も関係していると思われます。

というのは、若い年代の方ですとスマートフォン等をはじめとして複製機器の存在が非常に身近になっているので、ピンときにくいと思うのですが、20世紀の終わり頃までは個人が著作物を複製できる手段が今よりも限られていました。その状況を一変させたのがデジタル複製機器の登場です。デジタル方式が出てくる前はアナログ方式による複製機器が普及していました。音楽であれば、黒いレコードが主流で、一昔前であればレンタル店でそのレコードを借りて、アナログのカセットテープに録音し、そのテープをプレーヤーで再生して聴くということが各個人によって行われていました。

このように「個人があとで聴くために、アナログのカセットテープに音楽を録音する行為」が「私的目的複製」に該当するわけですが、これはその後のデジタル技術の進展によって、音楽を固定している器はレコードからCDへと変わり、また、個人が用いる記録媒体もカセットテープからMD(ミニディスク)等のデジタル記録媒体へと変わっていきました。

"デジタル方式のコピーの特性 = 高品質・高速が私的目的複製の仕組みに 与える影響は大きい"

このように、著作物の保存形態がアナログからデジタルへ転換していくことは、著作権法の世界では 非常に大きな意味を持つ現象です。デジタル情報については、コピーをとることが高品質で且つ高速に 実現できるという特性があります。アナログのカセットテープを使った経験のある方はお分かりになると 思いますが、(アナログの黒レコードではなく)CDに入った音楽から録音した場合であっても、録音済み のアナログのカセットテープを再生した場合、そこから聴こえる音楽はCD音源による再生の場合に比し て多少音がこもったように聴こえますし(そのカセットテープの音源から別のカセットテープに孫コピーす ると、さらに雑音がかったような音になる)、また、録音のスピードも46分のカセットテープに録音する 場合は同じ時間を要するものでしたが、現在のデジタル音源のダウンロードと比較すると、デジタル複 製における「高品質・高速」との差異が実感できたことと思います。

そして、そのような特性を有するデジタル方式の録音録画について、個人のレベルだけでみた場合は別として社会全体で考えた場合には、大量の録音録画物が作成・保存されることで、もともと「私的目的複製」において許容されていた「閉鎖的な空間における零細利用」の範囲をこえて、権利者の経済的利益に与える影響が大きくなり、さらにはベルヌ条約で許されている著作権制限の範囲も逸脱しているのではないかという疑義も生じたことから、世界各国でも権利者に対する一定の補償措置がなされて、日本でもこのような補償金制度が1992(平成4)年に導入されるようになった、ということです。

"著作権法改正は権利保護と自由利用の両方を考慮。 その中で私的目的複製については許容範囲を適正化する方向で改正"

日本の著作権法改正の歴史を繙くと、1970(昭和45)年の現行法制定以降の初期においては、例えば、①貸しレコード業の登場に対応した「貸与権」という支分権を創設する改正(1984(昭和59)年改正)や②コンピュータ・プログラムを著作物の例示規定(第10条)に追加・明確化する改正(1985(昭和60)年改正)など、著作者の権利保護に資する改正が多くあり、その後、特にデジタル化・ネットワーク化の進展によって1億総クリエイター・総ユーザーの時代になって以降は、このような著作者の権利を強化する改正だけでなく、例えば、③「写り込み」等に関する著作権制限規定の整備に関する改正(2012(平成24)年改正)や④図書館等による図書館資料のメール送信等を可能とする著作権制限規定の整備に関する改正(2021(令和3)年改正)など、著作物の利用促進に資する改正も頻繁に行われるようになっていて(著作権法の改正は社会や技術の動向に合わせて概ね2~3年ごとに高い頻度で行われています)、近時はこのような権利の充実と著作物の自由利用の促進との両面のバランスをとる一貫した改正

方針が採用されています。

そのような中、この「私的目的複製」の著作権制限規定(第30条)については、上述のような私的録音録画補償金制度を創設する改正のほか、⑤違法にアップロードされた音楽・映像をそれと知りつつ個人使用目的でダウンロードすることを違法化する改正(2009(平成21)年改正)や⑥違法にアップロードされた静止画をそれと知りつつ個人使用目的でダウンロードすることを違法化する改正(2020(令和2)年改正)など、著作者の権利を強化する改正が行われてきています。もっとも、このことは、上述のような権利保護と著作物の自由利用の促進とのバランスを欠いた改正だということを意味するわけではなく、元々、社会や技術の状況を背景とした第30条の許容範囲(閉鎖的な空間における個人的な零細利用)が条文上相対的に広く許容されていたところ、その後の状況の変化に応じて上記のバランスが適正な形になるように改正されてきた結果である旨を念頭に置いておくべきだと思われるところです。



CREATOR'S MESSAGE

クリエイターズメッセージ



撮影:海野かおり

あんびる やすこ 絵本作家 著作権は難しい?いいえ、たった2つの約束で出来ています。画家が作品に込めた思いを勝手に変えないこと。そして、絵を職業とする画家の収入が損なわれないようにすること。2つの約束を守る方法について、是非この冊子で知ってください。著作権と創作は「両輪の輪」。これは、片方だけでは前に進めない、つまり次の作品が生まれないと言う意味です。私がこの「両輪の輪」の片方を、いつも皆さんに託していることを忘れずにいてください。



なんでも魔女商会 お洋服リフォーム支店 (岩崎書店)



©三田誠広

三田 誠広

作品を書いて原稿料や印税をいただく。それで作家の仕事は完了するのですが、『いちご同盟』という作品は、長く中学校の教科書に掲載され、教科書準拠ドリルの問題文として転載されました。また東京の都立高校の入試に使われたことがあり、入試問題集でも使用されました。作品の一部が転載されるだけですが、それをきっかけとして文庫本を読んでくださるかたもあって、多くの読者との出会いがありました。感謝しています。



いちご同盟(集英社文庫)



©里中プロダクション

里中 満智子

人の心は「感動」で育ちます。心を動かす音楽、映像、デザイン、物語、美術、など、この世のあらゆる創作物は、「その作者にしか表現できない世界」なのです。だから作者は唯一無二の存在「著作権者」として尊重されるのです。著作権について学ぶことは決して難しいことではありません。「これは誰が創ったのか」を知り、「使用したい時はどうするのか」というルールを知る、それだけです。必要なのは作者を応援したい気持ちだけです。



天上の虹 (講談社)



撮影:松尾香龍

棚井 文雄

写真には、芸術、記録、報道など様々なジャンルがありますが、その特性を同時に持ち合わせているユニークなメディアであるとも言えます。思想や感情を込めて撮影した写真には、著作権が生まれます。「写真著作権」は、

創作者(著作者)の権利と、その 作品を守ってくれるものだと考 えます。著作者の死後70年間 保護される財産としての著作 権、そして、写真家(著作者) 固有の権利である「著作者人格 権」を大切にしてください。



シリーズ 「Shades of Cities」より / 撮影: 棚井文雄



撮影: 粂井健太

エンドウ. ミュージシャン·作詞作曲家

「ミュージシャンになる!」って無謀だと思いますか? 実は、日本には音楽著作権使用料(印税)を受け取っている人が10万人近くいます。僕も作詞や作

曲の印税で生活している一人です。他人の音楽を楽しむだけでなく、自分が生み出す側になる可能性は誰にでもあります。あなたが生み出した音楽などの著作物が誰かの心を動かし、収益を得る日が来るかもしれません。著作権は作り手の大切な財産。守る意識を持ってくれたら嬉しいです。



なんものオールスターズ 「なんものいいじゃん」 ©yokomizoyuri

[参考資料]

著作物を利用する際、具体的な疑問が生じた場合には、法律の専門家に御相談されるか、次に掲げる著作権関係団体に問い合わせされることをお薦めいたします。



著作権全般

公益社団法人著作権情報センター(CRIC) https://www.cric.or.jp/





音楽

一般社団法人 日本音楽著作権協会(JASRAC) https://www.jasrac.or.jp/



株式会社NexTone https://www.nex-tone.co.jp/





脚本

•••••

協同組合日本脚本家連盟 https://www.writersguild.or.jp



協同組合日本シナリオ作家協会 https://www.j-writersguild.org/





文芸

公益社団法人日本文藝家協会 https://www.bungeika.or.jp/





レコート

一般社団法人日本レコード協会 (RIAJ) https://www.riaj.or.jp/





実演

公益社団法人

日本芸能実演家団体協議会(芸団協) 実演家著作隣接権センター(CPRA) https://www.cpra.jp



一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) https://www.arma.or.jp

.....





放送

日本放送協会(NHK) https://www.nhk.or.jp/



一般社団法人日本民間放送連盟 https://www.j-ba.or.jp/





有線放送

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 https://www.catv-jcta.jp/





コンピュータプログラム (ビジネスソフト、ゲームソフト等)

一般社団法人

コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS) https://www2.accsjp.or.jp/



一般財団法人ソフトウェア情報センター https://www.softic.or.jp





ビデオ

一般社団法人日本映像ソフト協会 https://www.jva-net.or.jp





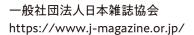
新聞

発行元の各社にお問い合わせください (一般社団法人新聞著作権管理協会ホームページ掲載の 各社のリンク先からご連絡ください)



出版

一般社団法人日本書籍出版協会 https://www.jbpa.or.jp/



一般社団法人学術著作権協会(JAC) https://www.jaacc.org/









書籍、雑誌、学術文献、 新聞等の複写・電子複製

公益社団法人日本複製権センター(JRRC) https://www.jrrc.or.jp/



一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY) https://www.jcopy.or.jp/



一般社団法人学術著作権協会(JAC) https://www.jaacc.org/





教育機関 (医学系) における 複写・電子複製

一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY) https://www.jcopy.or.jp/

.....





美術

一般社団法人日本美術家連盟 http://www.jaa-iaa.or.jp/









写真

一般社団法人日本写真著作権協会(JPCA) https://www.jpca.gr.jp/

•••••





漫画

公益社団法人日本漫画家協会 https://nihonmangakakyokai.or.jp





教育映画等

公益社団法人映像文化製作者連盟 https://www.eibunren.or.jp/





私的録音録画

一般社団法人 私的録音録画補償金管理協会 (sarah) http://www.sarah.or.jp





教育機関における公衆送信

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) http://sartras.or.jp





図書館資料の公衆送信

一般社団法人 図書館等公衆送信補償金管理協会 (SARLIB) https://www.sarlib.or.jp/





本誌に関するご連絡は、 左記の連絡フォームより お願いいたします。

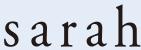
一般社团法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons



--般社団法人 **私的録音録画補償金管理協会**



Society for The Administration of Remuneration for Audio and Video Home Recording

本誌はSARTRAS、sarahの 共通目的事業・自主事業として、 それぞれに収受された補償金の 一部で制作・発行しています。